

近江荒都歌論——「天皇之 神之御言能」を中心に——

上野 修

はじめに

過_二近江荒都_一時柿本朝臣人麻呂作歌

玉手次 畝火之山乃 檀原乃 日知之御世從_レ或云 自_レ

宮_レ阿礼座師 神之盡 樛木乃 弥繼嗣尔 天下 所_レ

知食之乎_レ或云 食来_レ 天尔滿 倭乎置而 青丹吉

平山乎超_レ或云 虚見 倭乎置 青丹吉 平山越而_レ

何方 御念食可_レ或云 所_レ念計米可_レ 天離 夷者雖_レ

有 石走 淡海國乃 樂浪乃 大津宮尔 天下 所_レ知

食兼 天皇之 神之御言能 大宮者 此間等雖_レ聞 大

殿者 此間等雖_レ云 春草之 茂生有 霞立 春日之霧

流_レ或云 霞立 春日香霧流 夏草香 繁成奴留_レ 百

磯城之 大宮處 見者悲毛_レ或云 見者左夫思母_レ

(一・二九)

反歌

樂浪之 思賀乃辛碕 雖_二幸有_一 大宮人之 船麻知兼津

(一・三〇)

左散難弥乃 志我能_レ或云 比良乃_レ大和太 與杼六友

昔人二 亦母相目八毛_レ或云 将_レ會跡母戸八_レ

(一・三一)

右に示した近江荒都歌三首における、本文と異伝との関係については、「人麻呂自身が自作に推敲を加える間に相違を生じた」(澤瀉『注釋』)、^(注一)「推敲の過程が異伝から本文への変化した」として記録に留められている(阿蘇『全歌講義』^(注二))等々、後者を本文に至る推敲過程と見るのが一般であり、本稿もこれに従って考察していく。

当該歌群の研究史を辿ると、その主軸は「何方 御念食可」(長歌―第十五・十六句)をめぐるなされる、いわゆる挽歌論であろうと思われるが、これに対し、たとえば身崎壽^(注四)「近江荒都歌論」は「この作品の主題はまちがいに『時間』

にかかわってみいだされる」として、「近江荒都歌を挽歌と規定することにより逆にみうしなわれてしまふもののおおきさを感じないわけにはいかない。」と批判する。本稿はでき得る限り既成の概念から離れ、純粹に作品の文脈を辿ることによって作品の本質に迫ることを志向するものであり、右の身崎の提言には基本的に賛同する。

とはいえ、当該句が長歌の文脈の中で重要な位置を占めていることは確かである。身崎も前掲論文の中で指摘しているように、「この二句がわたくしたちに発信しつづけるものを的確にとらえておく必要がある」ことは間違いない。

第二十五・二十六句に見える当該二句の主体「天皇之 神之御言」(天智天皇) に対する「何方 御念食可(或云 所念計米可)」に込められた作者の思いをめぐる問題は、『代匠記』(精撰本) における、

イカサマニオホシメシテカト云ニヨリテ見レハ、此帝ノ都ヲ遷シ給フ事ヲ少謗レルカ。……(中略)……又按スルニ、第二、第十三ニモ、イカサマニ思食テカト云ヘルハ、只御心ノハカリカタキヲ云ヘリ。殊ニ今ノ帝ハ大織冠ト共ニ謀テ蘇我入鹿ヲ誅シ給ヒ、凡中興ノ主ニテマシマセハ、七廟ノ中ニモ太祖ニ配シテ永ク御國忌ヲ行ハル。智證ノ授決集(菅家文章ナトニモ) (ニ(ヘモ)) 見エタリ。シカレハ(ヘタ、) (彼第二ニ云イヘルカ如ク實ニ) 御心ノハカリカタキ故ニモ侍ランカ。

という言に端を発す。すなわちこれを、遷都に対する作者の非難と捉えるAと、凡俗には測り難い聖慮の深さに対する純粹な感情の吐露と見るBの二通りの解釈である。ちなみに『代匠記』の成立は、初稿本が貞享四年(一六八七)、精撰本が元禄三年(一六九〇)であるが、「精撰本は水戸家に納められたため初稿本が流布したが、両書ともに江戸期には刊行されなかった」といふ(注六)とすれば、その他の古注釈書がその影響を受けた可能性は極めて低いものと予想されるわけであるが、「書紀本紀に(中略) 都を近江にうつし給ふ事を、衆人諾はざりしこと、見えたり。されば、こゝにもかくよまれしにこそ。」(『攷證』(注七) 一 文政十一年(一八二八) 一)、「この句は遷都をおぼしめし立ける叡慮を、はかりがたくあやしみたる也。」(『僻案抄』(注八) 一 享保年間(一七一六〜一七三五) 一)、「凡慮のはかりがたきよし也。」(『燈』(注九) 一 文政五年(一八二二) 一)、「何方は、俗にどのやうにといふに同じ、凡慮のはかりがたきよしなり」(『古義』(注十) 一 文政六年(一八二三) 頃初稿成る) 等々、総じて、問題は『代匠記』の提示したA、B二通りの解釈に集約されると見做してよいようである。そして現在の一般的解釈としては、「叡慮の不測の深さをいう」(『全訳注』(注十二) 一)、「ここは天智天皇の近江遷都の動機を、凡慮の及ぶべからざるものと思量している。」(新『全集』(注十三) 等々、Bを以って、一応の決着が付いたと見てよいであろう。杉山康彦「人麿における詩の原理―人麿ノートその一―」(注十三) も、

このように解釈する場合、天皇の行為は非難されてい
るのでなく逆に、凡慮のはかり難きもの、懼れ多いもの
として神格化され賞讃されると同時に、その背後に
は得体のしれない不安、懼れがこめられている。

としてBの立場をとっている。当該論文は、『萬葉集』にお
ける類句例の考察を踏まえて、当該句を「挽歌に慣用された
句」と見做すものである（ここから挽歌論の流れが始まった
ようである）。本稿も基本的にはBの立場の妥当性を認める
ものであり、第二十五・二十六句「天皇之 神之御言能」と
いう表現から推して（詳細は後述する）、遷都の主体を「凡
慮のはかりがたいもの、懼れ多いものとして神格化」してい
るといふ点に異論はない。しかし、これに対する「賞讃」と
いう点については同意しかねるものである。すなわち、
○ 第一に、長歌の文脈が、神武を起点とする皇統の終焉の
象徴として、近江荒都を仮構していると思われること。

○ 第二に、作者・人麻呂が「新王朝」^(注十四)として出発した天武
皇統に属する歌人であったこと。

以上の二点に基づき、当該二句の基底に「賞讃」という要
素は存在しないと考えるのである。すなわち人麻呂は、天武
天皇を起点とする「新王朝」の意志を言挙げする歌人として、
滅び去った過去を「賞讃」する動機を有しない。より具体的
に言えば、天武天皇が滅ぼした近江朝と、それに至る皇統へ
の「賞讃」は、天武の意志を継承する現在（持統朝）への冒

瀆であり、同時に宮廷歌人としての作者自身の自己否定に直
結する心情ではあるまいか。

ちなみに、近江荒都歌と作歌時期を近接すると推定される
作品に、持統三年（六八九）の草壁皇子薨去を受けて詠まれ
た日並皇子挽歌（二・一六七〜一六九）がある。近江荒都歌
の作歌時期については、「藤原宮御宇天皇代」に収録された
歌々の配列から、「持統御製は天皇の歌故最初に飾ったもの
としても、三四の紀伊行幸時の歌以降は、三〇四年をはじめ
に時代順になっていると認められるので、荒都歌は二年ころ
の作」と見る伊藤博『全注』^(注十五)などの説がある。さらに両者の
構造の近似性から、両者（特に、それぞれの長歌）を対比的
に考察する論がしばしば見られる―たとえば渡瀬昌忠「近江
荒都歌と崇福寺」^(注十六)、毛利正守「人麻呂の皇統意識―近江
歌と日並皇子挽歌、それ以前を視野に入れて―」^(注十七)など―。

天地之 初時 久堅之 天河原尔 八百萬 千萬神之
神集 集座而……

と歌い起こし、神として降臨する天武天皇の叙述に至る日並
皇子挽歌（二・一六七）前段の文脈に対して、近江荒都歌は、
近江大津の宮の荒都に仮託するかたちで、神武天皇を起点と
する皇統の滅亡を歌い上げている。すなわち、神武天皇から
天智天皇に至る皇統の終焉を歌う近江荒都歌と、天武朝の初
発を歌い上げる日並皇子挽歌との文脈のあり様から見て、両
者を相互的に踏まえる考察方法には、相応の妥当性が存する

と（年十八）思われる。

さて本稿は、特に二九番長歌を中心に考察するものである。先ず第二十五・二十六句「天皇之 神之御言能」という表現に注目し、当該句の検討を通して作歌の基本的意図を確認する。さらにこれを踏まえて、異伝から本文への推敲の意味を考えたい。

具体的にいえば、異伝から本文への推敲は、当初の文脈を根底から書き換えるものではなく、いわばその土台をより強固にすべくなされたものであると見るのである。すなわち作品の原理は首尾一貫していたと考えるわけだ。「天皇之 神之御言能」という表現を中心にそれを確認することが、本稿の目的である。

一、「天皇之 神之御言能」考

第二十五・二十六句「天皇之 神之御言能」については、異伝・本文間に異同はなく、「スメロキノ カミノミコトノ」と訓む。

当該長歌を除く「スメロキ」の用例を挙げると、

- ① 皇御祖乃 御靈多須氣弓（十八・四〇九四）
- ② 皇神祖乃 可見能大御世尔（十八・四一一一）
- ③ 皇神祖之 神乃御言乃（三・三三二一）
- ④ 皇神祖之 遠御代三世波（十九・四二〇五）
- ⑤ 皇祖 神之御門尔（三・四四三）

⑥ 皇祖神之 神宮人（七・一一三三）

⑦ 皇祖乃 神御門乎（十一・二五〇八）

⑧ 皇祖乃 神之御代自（六・一〇四七）

⑨ 須賣呂伎乃 可未能美許等能（十八・四〇九八）

⑩ 須賣呂伎能 等保能朝庭等（十五・三六八八）

⑪ 須賣呂伎能 乎須久尔奈礼婆（十七・四〇〇六）

⑫ 須賣呂伎能 可未能美許登能（十八・四〇八九）

⑬ 須賣呂伎能 神乃美許等能（十八・四〇九四）

⑭ 須賣呂伎能 御代佐可延牟等（十八・四〇九七）

⑮ 須賣呂伎乃 之伎麻須久尔能（十八・四一二二）

⑯ 須賣呂伎能 神代万代尔（十九・四二六七）

⑰ 須賣呂伎能 可未能御代欲利（二十・四四六五）

⑱ 須賣呂伎能 安麻能日継等（二十・四四六五）

⑲ 天皇乃 等保伎美与尔毛（二十・四三六〇）

⑳ 天皇之 敷座國等（二・一六七）

㉑ 天皇之 神之御子之（二・二三〇）

の計二十一例である。表記は「皇御祖」一例、「皇神祖」三例、「皇祖」三例、「皇祖神」一例、「須賣呂伎」十例、「天皇」三例で、内十二例（②③⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑯⑰）が「スメロキノカミノノ」というかたちで使用されている。

さて⑱⑲に見える「天皇」表記には「オホキミ」と訓む例もある（一・七九／二十・四三三一／二十・四四〇八／十三・三三九一／四・五四三／六・九四八／六・一〇三二／十

九・四二一四の計八例)。この「スメロキ」「オホキミ」の別については、荒木田久老『萬葉集槻乃落葉 三之卷解別記』^(註二七)が、

おほきみとは、當代天皇より、皇子、諸王までを申稱なり。(後に御定めありて、皇太子、親王、諸王とわかつてり。……(中略)……さて須米呂岐とは遠祖の天皇を申奉る稱なるを、皇祖より受繼ませる大御位につきては、當代をも申事のあると……(以下略す)

と述べ、主に當代天皇を示す「オホキミ」に対し、「スメロキ」とは元来「遠祖の天皇」を示す表現であり、これを受けて皇統の流れを汲む當代天皇に対しても使用されるに至った、という説を示している。荒木田説については、たとえば『注釋』^(註二八)が、

皇祖の天皇を主として申し、皇祖よりうけ繼いだ當代の天皇をも申す事がある。「おほきみ」と「すめらぎ」との別については槻乃落葉別記にくはしい説がある。

と述べているように、通説と見做してよいであろう。

当該長歌と同じ「スメロキノカミノミコトノ」の訓例は③

⑨⑫⑬の四例存在するが、いずれも代々の天皇(皇統)を意識した表現として使用されており、一九番歌についても、「皇統の象徴としての天智天皇」、あるいは「皇統内の存在としての天智天皇」というように、皇統を踏まえた表現として捉えるべきであろう。

当該の「天皇之 神之御言能」は、

○ 天皇之 神之御言能 大宮者 此間等雖聞 大殿者 此間等雖云 霞立 春日香霧流 夏草香 繁成奴留 百

磯城之 大宮處 見者左夫思母 (異伝)

○ 天皇之 神之御言能 大宮者 此間等雖聞 大殿者 此間等雖云 春草之 茂生有 霞立 春日香霧流 百磯城之 大宮處 見者悲毛 (本文)

という文脈に配置され、異伝・本文共に、

○ 天皇之神之御言能—大宮

○ 天皇之神之御言能—大殿

という構造において、あるべき場所に見えない近江大津の宮の主であった天智天皇を指し示す句として使用されている。しかし久老の説に基づいて、当該句を「皇統内の存在としての天智天皇」として認識すれば、「春草の 茂く生いたる 霞立ち 春日かきれる (霞立ち 春日かきれる 夏草か 繁くなりぬる)」自然へと回帰した近江大津の宮の荒廢に関する叙述が、実は神武天皇以来の皇統の滅亡を象徴的に歌い上げる文脈であったことに思い至る。当該句をめぐる異伝・本文間の基本的構造において異同がない以上、人麻呂は当初から、皇統という遠大な存在の象徴として天智天皇を定位しようとして試み、この「天皇之 神之御言能」という表現を用いたのではないかという推察が成立するのである。

身崎壽(前掲論文)は、

ここには過去の天皇を神格化し皇統譜のなかに位置づける「すめろき」「神の命」という表現がもちいられている。その一方で、話者は天智のことを「やすみしわが大君」とはよんでいない。過去の天皇だからか。だがそのうではあるまい。……(中略)……ここにうたわれている「歴史」は、ひとつの皇統(王朝)の終焉、皇都とともにはろんだ皇統譜の確認にはかならないのではないかと述べている。「天皇之 神之御言能」が「過去の天皇を神格化し皇統譜のなかに位置づける」表現であることは既に見た通りであり、これを踏まえるならば、近江荒都歌の主題は「皇都とともにはろんだ皇統譜」を歌い上げることにあつたと見る身崎の見解は、決して妥当性を欠くものではないであろう。いや、本稿は、積極的に首肯すべき説であると捉えるものである。

次に、以上見てきた人麻呂の作歌意図をより強固に主張すべくなされた推敲の意味について、冒頭から第十四句までの文脈の異同を通して考える。特に第十句「所知食来」(異伝)から「所知食之乎」(本文)への推敲は、長歌全体の文脈形成に関わって注目すべきであろう。

二、推敲の意味——冒頭から第十四句までを通して——

人麻呂の意図は当初から、皇統を強く意識した「天皇之神之御言」という表現を使用することによって「皇統内の存

在としての天智天皇」を文脈の中に定位し、これによって、近江大津の宮の荒廢に仮託するかたちで神武天皇を初発とする皇統の滅亡を歌い上げることにあつた。しかし異伝の文脈においては、その意図が表現し切れていない憾みがある。故人麻呂は本文のかたちに推敲したものと考えられる。

以上を踏まえて、特に注目すべきは冒頭から第十四句に至る文脈であろう。当該部分には(A)第四句「日知之自宮」(異伝)から「日知之御世從」(本文)、(B)第十句「所知食来」(異伝)から「所知食之乎」(本文)、(C)第十一句「第十四句「虚見 倭乎置 青丹吉 平山越而」(異伝)から「天尔満 倭乎置而 青丹吉 平山乎超」(本文)の、全部で五句の推敲箇所が見られる。考察の便宜のため、当該部分の異伝及び、本文を次に示す。

- 玉手次 畝火之山乃 檀原乃 日知之自宮 阿礼座師
神之盡 樛木乃 弥継嗣尔 天下 所知食来 虚見 倭乎置 青丹吉 平山越而 (異伝)
- 玉手次 畝火之山乃 檀原乃 日知御世從 阿礼座師
神之盡 樛木乃 弥継嗣尔 天下 所知食之乎 天尔満 倭乎置而 青丹吉 平山乎超 (本文)

こうして併記してみると、両者の文脈が伝える印象は明らかに異なる。

異伝の場合、冒頭から第十句「所知食来」までが、第十一・十二句「虚見 倭」を修飾するかたちをとる。すなわち十句

の歌詞全てが、「倭」に対する国讃めのための修飾句として働くのである。「倭」が讃美される理由は、彼の地が歴代天皇の宮室の地であったためである。以降の文脈に見える第十五・十六句「何方 御念計米可」が挿入句とすれば、冒頭から第二十三・二十四句「天下 所知食兼」まで切れ目なく文が続き、讃美の対象である「倭」と、「石走 淡海國」とが対照的に印象づけられる。無論讃美の対象である「倭」の対称に置かれた「淡海」は否定的に捉えられ、彼の地に宮を営んだ天智天皇に対する印象は、皇統との精神的隔絶というかたちで表れてくる。第四句「日知之自宮」という表現も、第二十一・二十二句「樂浪乃 大津宮」と対照的に感受され、こうした印象を補強しているように思われる。

これに対して本文の場合、「天下 所知食之乎」において一旦文が途切れるために、異伝の如く冒頭から第十句までが「天尔満 倭」の修飾句とはならず、これによって「倭」の国讃め表現は解消されるのである。それは同時に、神武を初発とする皇統と天智天皇との断絶的印象を大きく後退させる効果を有する。神武以来の皇統譜の中で天智天皇を把握し、「天皇之 神之御言能」以降の文脈において大津の宮の荒廢に仮託するかたちで、当該皇統の滅亡を歌うことを当初から目論んだ人麻呂にとって、それは当然なすべき推敲であったといえる。

以上を総じて、(B)の推敲により、文脈全体に多大な影

響が生じていることが分かる。人麻呂にとって天智天皇は、初代・神武天皇以来の皇統譜の中において捉えるべき対象であり、異伝の如く、両者が対立的に印象づけられることは本意ではなかったと考えられる。故に(B)の推敲によって「倭」の国讃め表現を払拭し、天智天皇を皇統譜の中に確固として定位し直したのである。

総じて推敲の意図は、「天皇之 神之御言」の働きを十分に高めることにあり、天智天皇の近江大津の宮の荒廢に仮託するかたちで皇統譜全体の滅亡を歌い上げるという一貫した作歌方針を、より強固に言挙げすることにあつたのではないか。

おわりに

本稿は第二十五・二十六句「天皇之 神之御言能」という表現の中に、神武天皇以来の皇統譜の滅亡を歌い上げようとする人麻呂の意図を見、その目論見を全うするためになされた推敲の意味について、冒頭から第十四句の文脈を通して確認した。そこには、既に拙稿において取り上げた日並皇子挽歌と通底する観念が流れている。(注十二) 記紀等に伝えられる、いわゆる万世一系の思想体系を超越した人麻呂の観念の独自性は、やはり興味深いものである。

◎ 本稿における『萬葉集』本文の引用は、全て塙書房

『補訂版 萬葉集 本文篇』（平成十年二月二十五日）を用いた。

【注】

注一 澤瀉久孝『萬葉集注釋』卷第一（中央公論社、昭和三十一年十一月十日）

注二 阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義』第一卷（笠間書院、平成十八年三月二十日）

注三 たとえば、岩下武彦は「近江荒都歌異伝考」（『国文学研究資料館紀要』第三号所収、昭和五十二年三月）において、長歌第四句の本文「日知乃御世徒」と異伝「日知乃宮徒」及び、第十句の本文「所知食之乎」と異伝「所知食来」との関係に注目し、

先ず、「御世徒」と「自宮」については、前者は天皇の神格化に伴う新しい語表記であるのに対し、後者は、恒久的な都城の完成した奈良時代以後は用いられにくい表現であること。従って、「自宮」から「御世徒」へと推敲されたものと考ええる。また、「所知食之乎或云食来」については、両者の構文上の相違から、天皇に対する意識が、異伝では、歴代の天皇を同質の神として、重層的・回帰的に把握するのに対し、本文では、神と讃えつつも、これを継時的に把握しているというように違っていること。また、本文の方が、記紀の皇統譜に徴して矛盾しないこと、などから、これも異伝が伝承訛伝である可能性は少ないと思われる。と説く。一代一宮が主流の時代から、「藤原宮や平城宮のように、条坊制を持つ都城が成立し、数代にわたって」宮

が営まれるようになった時代への移行を論拠とする見解、「本文の方が、記紀の皇統譜に徴して矛盾しない」という指摘等、総じて首肯すべきであろう。

注四 『伊藤博士古希記念論文集 萬葉學藻』（塙書房、平成八年七月十日）所収。

注五 契沖『萬葉代匠記』一（久松潜一他校訂『契沖全集』第一卷、岩波書店、昭和四十八年一月三十日）

注六 中西進『万葉集事典 万葉集全訳注原文付別巻』（講談社、昭和六十年十二月十五日）

注七 岸本由豆流『萬葉集攷證』第一卷（武田祐吉校訂『萬葉集叢書』第五輯、古今書院、大正十三年十二月十五日）

注八 荷田春満『萬葉集僻案抄』（『萬葉集叢書』、臨川書店、昭和四十七年十一月五日）

注九 富士谷御杖『萬葉集燈』（『萬葉集叢書』、臨川書店、昭和四十七年十一月五日）

注十 鹿持雅澄『萬葉集古義』一卷之中（図書刊行会、明治三十一年七月一日）

注十一 中西進『萬葉集全訳注原文付』（講談社、昭和五十九年九月二十日）

注十二 新編日本古典文学全集『萬葉集』①（小島憲之・木下正俊・東野治之校注訳、小学館、平成六年五月二十日）

注十三 日本文学研究資料叢書『万葉集』I（日本文学研究資料刊行会編、有精堂出版、昭和四十四年十一月二十日）所収。

注十四 天武紀二年八月二十五日の条（岩波書店、平成七年三月十六日）に、

戊申に、賀騰極使金承元等、中客より以上二十七人を京に喚す。因りて大宰に命せて、耽羅の使人に詔し

て曰はく、「天皇、新に天下を平けて、初めて即位す。
……(中略)……」とのたまふ。

という記事が見える。これは対外的に発せられた天武朝の
意志として注目すべきであろう。

注十五 伊藤博『萬葉集全注』巻第一(有斐閣、昭和五十八年九月
八日)

注十六 『國文学』昭和五十三年四月号(学燈社)所収。

注十七 『上代文学』第八十七号(上代文学会、平成十三年十一月
三十日)所収。

注十八 日並皇子挽歌(二・一六七)に関する考察については、拙
稿「日並皇子挽歌に表れた天武天皇神話の意義について」
(大東文化大学日本文学会『日本文学研究』第四十五号所
収、平成十八年二月)参照。

注十九 日吉盛幸編『萬葉集表記別類句索引』(笠間書院、平成四
年四月三十日)参照。

注二十 『萬葉集叢書』(臨川書店、昭和四十七年十一月五日)

注二十一 注一に同じ。

注二十二 拙稿(注十八に同じ)参照。

◎本稿執筆にあたり御指導戴いた日吉盛幸先生に対し、ここに
感謝の意を表します。